



令和 8 年 第 4 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 8 年 4 月 3 0 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 4 回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和 8 年 4 月 30 日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 8	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 9	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について
4	2 0	農地法第 3 条許可申請について
5	2 1	農地法第 5 条許可申請について
6	2 2	農地法施行規則第 29 条第 4 号および第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について
7	2 3	農用地利用集積等促進計画の調整について
8	2 4	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4 月 30 日	午前 9 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 8 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

7 番 原 田 克 子 農 業 委 員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 木 浦 勝 美
主 幹 兼 農 地 係 長 天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補 新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時00分 開会

議長

開会前にお知らせします。

原田委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和8年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。9 番白澤千恵子委員、12 番俵積田委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第18号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号196号から199号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外3名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外3名です。

解約面積は畑が6筆で4,320㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号196号から199号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、同意することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤敦行委員除斥)

次に、日程第3号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号、議案第19号、整理番号1号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)について説明いたします。

議案書の2ページから3ページになります。

申請地は、3ページに掲載してあります。〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

申請人は田布川町にお住まいの〇〇〇〇さんで、主にお茶、果樹、甘藷、水稻を栽培しています。申請地の周囲は申請人の経営農地となっています。

農業経営の規模拡大に伴い、農業用資材及び車両置き場を集約し、経営の効率化を図る計画です

申請地は農用地区域の外周の区域に位置しており、農用地の集団性、地域計画の達成及び農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

す。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、園田委員をお願いします。

6番(園田委員) 4月17日篠原委員、事務局の天達さん、新屋敷さん、有村推進委員と申請人の〇〇〇〇さん、お父さんの〇〇〇〇さん、申請代理人の〇〇行政書士立ち合いのもと現地調査を行ないました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

申請地南側は申請人の父親名義の農地であり、農業振興地域の外周の区域に位置しています。

整理番号1号については、登記地目は畑ですが、既に整地されており農業用資材及び車両置き場として利用されています。

申請人からは『農作業の効率化を図るための農業経営の一環であったことから、農振法、農地法の許可が必要であるという認識が欠けていました。今後こういうことのないように注意いたします。』との顛末書が添付されております。

申請地は農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、議案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

（白澤委員着席）

次に、日程第4号農地法第3条許可申請ついてを議題といたします。

議案について事務局に説明を求めます。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

整理番号14号の申請地は、

栄本町〇〇番〇、畑、271㎡

木原町〇〇番、畑、549㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、79歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、86歳、栄本町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については6、7ページに掲載してあります。

栄本町〇〇番〇は〇〇より北西側約〇〇mに位置し、

木原町〇〇番は〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

整理番号15号の申請地は、

板敷本町〇〇番、畑、199㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、96歳、まかや町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規農業、74歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については9ページに掲載してあります。

〇〇より南側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長

次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号14号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号14号について報告いたします。

3月19日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

栄本町〇〇番〇の東側は宅地、西側は宅地と墓地、南側は公衆用道路、北側は田です。

取得後は、野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

木原町〇〇番の東側、西側、北側は畑、南側は公衆用道路です。

取得後は、果樹を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 15 号について、俵積田正康委員お願いします。

12 番（俵積田委員）整理番号 15 号について報告いたします。

4 月 5 日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷本町に居住し、今回、譲受する畑は 2010 年から菜園畑として野菜等を栽培しております。

譲渡人は、譲受人の叔母にあたり、譲渡人は老人ホームに居住しており、無償譲渡することになりました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側、西側、北側は宅地、南側は市道です。

本件の権利取得後も菜園畑として利用する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請について、整理番号 14 号並びに 15 号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号 14 号並びに 15 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

（白澤敦行委員除斥）

次に、整理番号 16 号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号 16 号の申請地は、

木原町〇〇番、畑、685.94 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、65 歳、栄中町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、31 歳、木原町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については 11 ページに掲載してあります。

〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号16号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号16号について報告いたします。

4月10日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は栄中町に居住しています。

譲受人は木原町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の北側は市道、東側、南側は宅地、西側は宅地と公衆用道路です。

取得後は、野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請について整理番号16号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、整理番号6号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

整理番号6号の申請地は金山西町〇〇番、畑、706㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は農業用資材及び車両置き場です。

申請事由は、「農業用資材及び車両置き場が不足していることから、申請地を利用したい。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に該当します。

農地の区分、転用目的、計画面積は問題ないものと考えます。

なお、本件申請地は農地法の許可を得ず、令和7年12月に工事完了ですが、当農業委員会の指導により、追認許可を得ようとするものです。「農業経営の一環であったことから、農地法の許可は不要だと考えてしまい、農地法の許可が必要だという認識が欠けておりました」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画も適正であり、代替地も検討しましたが、適地が見つからず、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用の事例ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 6 号について、園田委員をお願いします。

6 番（園田委員）整理番号 6 号について報告します。

4 月 1 7 日に篠原委員、有村推進委員、事務局の天達さん、新屋敷さんと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

相手方立会人は申請人の〇〇〇〇さん、行政書士の〇〇さんです。

申請地は金山西町〇〇番の畑に囲まれたた位置にあります。

全周囲畑です。

申請人は田布川町に居住する専業農家です。

今回の申請は申請人の耕作する農地に隣接する土地に農業用資材、機械、車両を置くため取得するもので父の所有する申請地の東側金山西町〇〇番、〇〇番の畑を一部農作業用通路として使用し、作業の効率化をはかりたい計画で、隣接する農地への雨水の流入を防ぐため、土留めして防ぎます。

現況として既に整地され農業用資材置き場として、利用されており、申請人からは農業の効率化を図る為の農業経営の一環であった事から農地法の許可が必要であるという認識が欠けていました。今後こういう事のないように注意していきます。

との始末書が添付されております。

被害防除計画も適正で問題の無い申請では無いかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 6 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号 6 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤委員着席）

次に、日程第 6 号農地法施行規則第 2 9 条第 4 号および第 5 3 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 この申出書は初めての議案となりますので、内容について説明いたします。

16 ページをご覧ください。この資料のとおり、地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めたものについては、農地転用許可及び農振法の開発許可が不要となります。農振法の開発許可は不要なため、農業用施設への用途区分変更は事後で可となります。

農業委員会の処理としましては、申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行います。また、確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとなっております。

確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、その旨を申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続を行うよう連絡いたします。また、本特例が適用されない判断した場合は、理由を付してその旨を申出者に通知いたします。

農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外として令和7年4月1日施行されたものです。

整理番号1号の転用に係る土地の所在は豊留町〇〇番〇、畑、906 m²です。

農業用施設を設置する者の氏名は〇〇〇〇さんです。

転用に係る土地の所有者の氏名は〇〇〇〇さんです。

転用事由は農機具収納施設です。

土地の所在は、18 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側に位置します。

農地の区分は農用地区域内農地です。

農地の区分、転用事由、計画面積は問題ないものと考えます。

南薩土地改良区からは用途区分変更についてはやむを得ない。との意見書をいただいております。

転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要も適正であり、代替地も検討しましたが、適地が見つからず、やむを得ない申出ではないかと思われます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号6号について、篠原委員お願いします。

4 番（篠原委員）整理番号1号について報告します。

4月17日、園田農業委員、事務局新屋敷さんと現地調査を行いました。

相手方立会人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

位置関係は事務局のとおりです。

転用事由の詳細は、「点在している農機具を一ヶ所に集め仕事の効率化を図り生産性を高めたい。」とのことです。

東側は平成25年7月26日転用許可済で一体利用とする宅地、西側、南側は畑、北側は宅地です。

雨水は勾配をつけ、東側の道路側溝へ放流する計画です。

境界は、境界杭を設置しており、コンクリート擁壁を施工し、周辺に被害を及ぼさないようにする計画です。

茶畑を維持管理していくために、やむをえない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番（水野委員）16 ページなんですけど、市町村の地域計画の変更手続きってありますけど、協議の場、関係者への意見聴取と、この関係者はどのような方になるんですか。

事務局 この場合は土地改良区でしたので、南薩土地改良区の意見書が必要となります。またその他関係する機関があったら、その都度必要になると思います。以上です。

3番（水野委員）土地改良区からは特に意見とかはなかったということですか。

事務局 先ほど説明したとおり、転用はやむを得ないという意見書をいただいております。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法施行規則第29条第4号および第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書については、当該規定に該当していることを認め、農地法第4条第1項および農地法第5条第1項並びに農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないことの、議案番号第22号については、原案のとおり本特例を適用することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、申請のとおり適用することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第23号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

19 ページから 21 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号 180 号 1 から 189 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 9 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 58 名で設定面積は、畑が 64 筆 53,560 m²、樹園地が 10 筆 24,886 m²、合計面積 74 筆 78,446 m²です。

次に所有権移転関係の農地中間管理機構の買入れについてです。22 ページをご覧ください。

整理番号 4 号、所有権を移転する者はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 11 筆で面積は 17,494 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格は 10 a 当たり単価 100,000 円で農地代金 1,662,250 円から諸経費を差し引いた 1,643,966 円で、売渡相手は茅野町の〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

整理番号 5 号、所有権を移転する者はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 3 筆で面積は 1,801 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格は 10 a 当たり単価 100,000 円で農地代金 180,100 円から諸経費を差し引いた 178,119 円で、売渡相手は茅野町の〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

整理番号 6 号、所有権を移転する者は横浜市にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 2 筆で面積は 4,932 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格はまかや町〇〇が 10 a 当たり単価 200,000 円で、まかや町〇〇が 10 a 当たり単価 50,000 円で、2 筆の農地代金 516,450 円から諸経費を差し引いた 510,770 円で、売渡相手はまかや町の〇〇〇〇さんです。

整理番号 7 号、所有権を移転する者はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 3 筆で面積は 3,375 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格は 10 a 当たり単価 50,000 円で農地代金 168,750 円から諸経費を差し引いた 166,895 円で、売渡相手は茅野町の〇〇〇〇さんです。

整理番号 8 号、所有権を移転する者は道野町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 1 筆で面積は 790 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格は農地代金 105,000 円から諸経費を差し引いた 103,845 円で、売渡相手は下松町の〇〇〇〇さんです。

整理番号 9 号、所有権を移転する者は横浜市にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 1 筆で面積は 3,841 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の買入れ価格は農地代金 192,050 円から諸経費を差し引いた 189,938 円で、売渡相手はまかや町の〇〇〇〇さんです。

合計で 6 件 21 筆 32,233 m²です。移転の時期としましては令和 8 年 6 月 1 日を予定しています。

次に所有権移転関係の農地中間管理機構の売り渡しについてです。23 ページをご覧ください。

整理番号 1 号、売渡相手は駒水町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 3 筆で面積は 4,065 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の売り渡し価格は農地代金 300,000 円に諸経費を加算した 303,000 円です。

整理番号 2 号、売渡相手は茅野町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 2 筆で面積は 4,254 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の売り渡し価格は農地代金 1,276,200 円に諸経費を加算した 1,288,962 円です。

整理番号 3 号、売渡相手は白沢北町にお住いの〇〇〇〇さんです。

移転する土地は 5 筆で面積は 4,924 m²です。参考ですが、農地中間管理機構の売り渡し価格は農地代金 864,800 円に諸経費を加算した 873,448 円です。

合計で 3 件 10 筆 13,243 m²です。移転の時期としましては令和 8 年 6 月 1 日を予定しています。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3 番（水野委員） この移転時期は令和 8 年の 6 月 1 日なんですけど、これは申し込みはいつ頃して、何か月くらいかかっているんでしょうか。

事務局 それぞれの申請の時期は今手元にありませんが、農地の貸し借りがある土地については解約などを行って、昨年 5 月・6 月頃に相談があった案件です。で農地の解約をしまして、まず農地中間管理機構が買い入れをします。それと、今回 22 ページのこの買い入れの分についてはですね、令和 8 年の 9 月に売り渡しをして完了予定になっております。

23 ページの今回の売り渡しは 6 月で完了なんですけど、解約を含めまして約 1 年ぐらいかかっている状況です。令和 8 年の 4 月から農地売買事業も新しい制度が始まるということで、先週研修を受けたんですが、これまでよりは売買にかかる期間が短くなるという説明でした。以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 7 号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第 23 号の決定した案件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第 8 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 8 号議案第 2 4 号令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等について説明いたします。25 ページから 27 ページをご覧ください。

この議案は、農業委員会法第 3 7 条に基づく「情報の公表」の取組として、最適化活動の目標と活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

最初に、「Ⅰ農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）」について、現在の体制と農家・農地等の概要を記載していますので、お目通しください。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「(1) 農地の集積」の①の現状は集積率が 73.3%となっております。②目標は、県の農地の集積の目標年度が令和 12 年度で目標集積率が 90%となっており、本市の今年度の新規集積目標は 19.5ha で年度末集積面積 1,067.7ha、集積率 74.7%と設定しています。

「(2) 遊休農地の解消」につきましては、①現状で 1 号遊休農地が 81.1ha あり、緑区分の遊休農地（利用状況調査時の a 分類）が 68.5ha で黄区分の遊休農地（利用状況調査時の b 分類）が 12.6ha となっております。

②目標についてですが、R3 年度を基準とした既存遊休農地の解消目標面積は、緑区分 42.2ha のうち約 8.4ha とし、黄区分 8.4ha は優先的に解消すべき区域の選定、規模拡大意向のある担い手へのあっせん等を行い、令和 9 年 3 月までに工程表の策定を目指します。また、R7 年度規発生した緑区分遊休農地の解消面積は 8.7ha としています。

「(3) 新規参入の促進」については、①現状については記載しているとおりで、②目標としては、新規参入者への貸付等について、公表する農地の面積を 2.9ha としています。

「2 最適化活動の活動目標としては、(1) の日数目標を 1 人当たりの活動日数を月 10 日、(2) の設定目標は、8 月に遊休農地の解消、1 月に農地の集積で農業委員会リレーションシップ活動、2 月に農地の集積で農業者等との意見交換会を行い、(3) 新規参入相談会への参加目標を 1 回としています。

なお、内容については、県農業会議の確認を受けております。

以上で、「令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 8 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 白澤 千恵子

会議録署名委員 俵積田 正康